

平成18年6月

## 民生文教委員会会議録

平成18年6月16日（金曜日）

午前10時00分から

午後0時06分まで

市役所 第1会議室

### 出席委員（6名）

委員長 本 多 克 郎 君      副委員長 福 富 勉 君  
住 野 龍之介 君                      東 海 孝 年 君  
山 田 拓 郎 君                      堀 江 正 栄 君

\*\*\*\*\*

### 欠席委員（1名）

前 田 幸 雄 君

\*\*\*\*\*

### 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

次 長 補 佐 後 藤 裕 君

\*\*\*\*\*

### 説明のため出席した者の職・氏名

民生部長	小 川 正 美 君	学校教育部長	長谷川 隆 司 君
生涯学習部長	鈴 木 勝 彦 君	市民課長	兼 松 幸 男 君
福祉課長	加 納 久 司 君	こども未来課長	安 藤 迪 子 君
こども未来課主幹	小 林 重 夫 君	こども未来課主幹	瀧 川 由 紀 子 君
長寿社会課長	伊 藤 直 之 君	長寿社会課主幹	高 木 俊 彦 君
健康推進課長	鈴 木 正 文 君	庶務課長	小 島 豊 光 君
指導課長	滝 誠 君	指導課主幹	田 中 康 史 君
生涯学習課長	落 合 律 子 君	市民体育課長	兼 松 潔 君
文化財課長	山 田 礎 君	図書館長	紀 藤 律 子 君

\*\*\*\*\*

### 付託議案

- 第53号議案 犬山市社会福祉事務所設置条例の一部改正について
- 第54号議案 犬山市乳幼児医療費支給条例の一部改正について
- 第55号議案 犬山市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 第56号議案 犬山市高齢者の医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第57号議案 犬山市障害者医療費支給条例の一部改正について

+

第58号議案 犬山市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

第64号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第1号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳出 3款 民生費

9款 教育費

諮問第1号 人権擁護委員の推せんについて

+

+

+

午前10時00分 開議

本多委員長 ただいまから民生文教委員会を行います。

石田市長 きょうから委員会になりまして、また慎重にご審議を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

本多委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。通告により前田幸雄委員が欠席されております。

定足数に達しておりますので、直ちに民生文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第53号議案から第58号議案及び第64号議案並びに諮問第1号であります。

「第53号議案 犬山市社会福祉事務所設置条例の一部改正について」「第54号議案 犬山市乳幼児医療費支給条例の一部改正について」「第55号議案 犬山市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」「第56号議案 犬山市高齢者の医療費助成に関する条例の一部改正について」「第57号議案 犬山市障害者医療費支給条例の一部改正について」「第58号議案 犬山市精神障害者医療費支給条例の一部改正について」「第64号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第1号）第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 3款民生費、9款教育費」「諮問第1号 人権擁護委員の推せんについて」でございます。

お諮りをいたします。

付託議案の審査方法については、第54号議案から第58号議案までを、関連がありますので、一括で説明を受け、それ以外の議案については、1議案ずつ当局の説明を受け、その都度、質疑を行い、全付託議案の質疑終了後に討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、第54号議案から第58号議案については一括議題で説明を受け、それ以外の議案については1議案ごとに当局の説明を受け、その後質疑を行います。

最初に第53号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

加納福祉課長。

加納福祉課長（第53号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第53号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第54号議案から第58号議案までを一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長（第54号議案、第55号議案、第56号議案、第57号議案、第58号議案説明）

本多委員長 第54号議案から第58号議案までの当局の説明は終わりました。

これに対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 本会議で障害者医療費の問題については、犬山市に影響ないということで答弁があったんですけども、具体的には乳幼児とか、母子家庭とか、高齢者とか、そういった事例というのは、余り実際にはないんでしょうか。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 現在の住所地特例で医療費等を支給しておりますのが、ほとんどが障害者ということで、乳幼児につきましては、住所を移してまで治療をされてみえないと、そういうことはいたしておりません。

本多委員長 山田委員。

山田委員 第58号の関連についてですが、本会議で宮地議員からも質問があって、これについても対象がないというような答弁だったように思ったんですけど、精神障害の関係、犬山病院が犬山にはあると思うんですけど、対象あると思うんですけど、僕が聞き間違えたのかどうかかわからないんですけど、確認も含めて、これについては影響があるような気がするんですが、ちょっと教えていただきたい。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 精神の分野ですと、それなりにご家庭のご事情もおありでしょうし、また長期的に入っておみえになりますもんですから、そのあたり、もう犬山に住所地をという形で特例を受ける方がないという意味での答弁だったと思います。

本多委員長 山田委員。

山田委員 ちょっとよく意味が理解できないので、もう1回聞くけど、その特例を受ける方がないというのはどういう意味なのか。犬山市として、影響額としては全くないということなのか、ちょっとそこら辺の意味がわからないんですが。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 他市から犬山市へみえて、その方を持つというような状況になって、犬山市で精神の方を見ておるということで、今回の特例措置を受けて対象になる方がおみえにならないと。

本多委員長 小川民生部長。

小川民生部長 住所の規定というのは生活の場ということなんです。したがって、施設の場合ですと、いわゆる終の住処になるので、基本的には生活の場というんですか、住所変えます。しかし、病院というのは一時的ですから、住所変えませんので、当然、住所地特例を受けない。住所変えないものですから、当然、出身の市町の医療費負担になるんですね。施設の入所の場合は住所変えます。そこが生活の場になりますので、当然、これについては、今の制度では犬山市が負担することになります。

本多委員長 他にございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑がないようですので、第54号議案から第58号議案までの質疑を終わります。

続いて、第64号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 (第64号議案説明)

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 (第64号議案説明)

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 (第64号議案説明)

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 (第64号議案説明)

本多委員長 山田文化財課長。

山田文化財課長 (第64号議案説明)

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 (第64号議案説明)

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 (第64号議案説明)

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 (第64号議案説明)

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長 (第64号議案説明)

本多委員長 山田文化財課長。

山田文化財課長 (第64号議案説明)

本多委員長 第64号議案の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

福富委員。

福富委員 12ページの城東小学校と犬山西小学校の増築の件で、給排水の工事費が非常に、思うんですけど、これどちらのトイレとか、そのような水回りが多いわけですか。トイレ排水とか、どのようにされるつもりですか。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 ただいま、給排水ということでございますけども、今回、城東小学校におきましては、当初予算で850万円、補正で1,200万円ということでございます。補正後として2,050万円、これ内容につきましては、外構工事、舗装工事と、それから囲障工事ということで、とりあえず当初の段階ではフェンス等は未計上でありましたから、フェンス等が必要となりました。それから後は造成地のための建物の周囲の排水工事が新たに生じてきたと。それから、既存排水管のつけかえへの対応等ということで、給排水設備等の中へすべて外構工事も含んで計上させていただいております。

犬山西小学校におきましては、また同じく外構工事ということでございますけれども、これは駐車場施設と給排水設備ということで計上させていただいております。

本多委員長 福富委員。

福富委員 外構工事がここへ加わってきたわけですね、そうすると。外周のフェンスから何かの工事が。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 給排水設備等の中で含めてすべての外構工事も計上させていただいております。

トイレにつきましては、当初予算の中へ計上させていただいております。

本多委員長 他にございませんか。

東海委員。

東海委員 まず、民生の関係でお尋ねします。

8ページの放課後児童クラブ利用手数料と、それに関連すると思うんですが、10ページのパート職員賃金の点についてであります。これ実際、定数より何名の増での金額かということで、特に今年度、利用者が急増しているというふうに向っております。一般質問でも、この件に関して質疑が出されましたが、ことしの対応と、今後のあり方について伺いたいわけです。それと、あわせて担当職員、指導員を補充されてるわけですが、この募集をどのようにされて、実際にどういった方が指導に配置されてるのか。そのような点について伺います。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 利用料、増額分の説明をさせていただきます。

放課後児童クラブの増加、6月補正でお願いいたしますのは、1カ月3,500円という利用料がございます。その利用料対応のお子さんが80人、そして減免という制度がございます、1,750円という対応のお子さんが60名、計140名の増加のお子様の、今回の増額でございます。

続きまして、パート職員等の関連でございます。

放課後児童クラブの対応は、昨年来の、児童の安全という視点に立ちまして、保護者の方の認識も、かなり危機感をお持ちになりまして、以前のように家庭で、これぐらいの年齢から見れるというような判断をされていたお母様方につきましても、2月、3月の申し込み期間がありますが、かなり、今のような140名の増加対応するという形になってまいりました。今年度は、急遽3分室、楽田小学校と、それから犬山西小学校、それから城東小学校という、校区につきましてのお子様の対応が、児童館・児童センターだけではできないということで、学校と協議をする、あるいは公民館を有効利用させていただく、わん丸小屋、リサイクル小屋を利用させていただくというような、急遽対応策をとって、このお子様に対して待機をつくらない、地域の方の理解、それから学校関係者の共通理解に立って、待機児童をつくらないという対応で進めてまいりました。

ただし、今後につきましては、課題がたくさんございます。今は間借りのような形で、放課後児童クラブの分室を運営させていただいておりますが、子どもたちの健全育成の点から見ましても、今の状態がこども未来課としてもベストというふうには考えておりません。今

後、部長が議会で答弁いたしましたように、学校関係者と協議を重ねながら、子どもたちにとってよりよい環境づくりという視点で検討してまいりたいと考えております。

分室に対応しまして、3分室に対応しまして、パート職員です。これは一応2時から5時の時間帯の対応です。2名ずつということで6名のパート指導員の募集ということとをさせていただきます。この中には、高齢者の方も1名おみえですが、もちろん保育士の資格をお持ちですし、児童館や保育園での経験がある方ということ、または保育士資格をお持ちの方ということで、6名の増員をさせていただきます。

以上でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 まず、間借り状態にある施設の環境ですけれども、西児童クラブについては、わん丸のプレハブを使用しているということですが、そのプレハブ状態の中で、この暑い時期に向かって、どんなような対応をされているのか。そのほか、そういった長時間にわたってプレハブで過ごす状態が、わん丸のプレハブのところ、十分満足できるのかどうかということですね。

今年度については、そのほかの城東や楽田についても、間借り状態で、そこで進めていくということになるんだろうと思いますけれども、子どもたちが日々生活する上で環境が最良であるように、改良していかれる必要があると思うんですが、特に、西のプレハブの件についてお尋ねしたいのと、それから補充した職員で、私の情報、聞いているのが間違っていれば訂正していただきたいんですが、パートの応募がなくて、民生委員の人たちにも声をかけられたというふうなことも聞いておるんですが、そういったところはあったのかどうか、1点お伺いします。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 西児童センターのリサイクルのわん丸小屋の対応につきましては、私どももベストとは思っておりません。ただし、放課後児童クラブの内容につきまして、外で遊ぶという視点での健全育成というメニューもございますので、すし詰め状態でこの時間をすべて拘束ということではありませんで、今年、初めて試みることで、環境整備等、当館の西児童センターの職員、子どもたちの対応等してまいりたいと思っています。それからもう1点、学校で西小学校でご理解いただきまして、校長室を使わせていただくというような形でも運営しておりますし、ですから、そこら辺の絡みを考えながら、これからの季節、子どもたちがどのような、条件としてはベストではありませけれども、その中でも工夫をしながら、精いっぱい今年度は子どもの視点で検討していきたいと思っております。

それから、パート職員の募集に関してでございます。

おっしゃるとおり、主任児童員さんに楽田児童センターにつきましては1名対応していただいております。募集につきましては、毎回苦慮しているところですし、子どもにかかわる仕事をしていただくということで、どなたでもいいというわけで、私どもも採用するわけではありませんで、いろいろな視点で資格、それから経験年数、そしてそれぞれの考え方等の把握をいたして、お願いをする、採用するというような形をとっておりますので、大変苦慮していることは事実でございます。ただし、この主任児童員さんにつきましては、ご理解

をいただいて、地域の子どもたちを放課後児童クラブという重要な事業の中で支えていきたいというような視点での、そういうご理解もあり、今年度初めてでございますが、このような形で分室対応に主任児童員をパート雇用させていただきました。

本多委員長 東海委員。

東海委員 放課後の子どもたちの生活の場になるわけですから、環境、それから職員の配置等々、十分子どもの育成という点で進めていただきたいということを指摘しておきます。また、後で質問します。

本多委員長 他にございませんか。

山田委員。

山田委員 11ページの一番下の9款教育費、小学校費の臨時的任用職員の賃金ですが、常勤講師をこれで今後配置していくと、本会議でも質疑があって、答弁もありましたけども、3人に対して2人ということでした。まず一つは、今の制度上からいくと、筋論から言っても、本来は県が設置すべきところを県がやらないから、犬山独自にやると、そういう政策的判断というのは、もちろん理解はしてますけども、ただ、県に対しても、引き続いてそういう働きかけというのは、当然、むしろ強めていかなきゃいかんと思うんですね。犬山、自分とこでやっとならねえわということにならんようにね、きちっと県が、県がやらんから犬山がやっとならねえわということを引き続いて、強く指摘する必要はあると思うんですが、その点について、もっともっとそういう声は上げ続けていただきたいという点をお聞きしたいのと、それからもう一つは、これ常勤講師を配置することによって30人学級を実現するということですね。実際、30人学級になると、実際のクラスの人数というのは20人の後半ぐらいの人数に落ちついてくるんだろなというような推測はできるわけですが、あわせて犬山市の場合は、さらにそれを少人数授業ということで、教科によって二つに分けてやっとならねえわ。実際、少人数学級が実現されれば、あえてそれを二つに分ける必要性というか、効果がどれだけあるのかというところが、僕はずっと疑問なんです。少人数学級見てましても、非常に少ない人数に対して、指導も十分行き届いてるように私には見受けられるんですけども、少人数学級と少人数授業というのは、どういう意味合いがあるか、特に、犬山市の場合は習熟度別ではないわけですね。習熟度別で少人数授業をやってるんだったら、まだわかるんだけれども、犬山の場合はそうじゃないわけなんで、だからそこら辺の少人数授業の効果ですね、さらに学級がもう少なくなってくる中で、それに加えてさらに少人数授業をやる意味をもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 2点ご質問いただきましたが、1点目の、本来県がやるべきものを県がやらないから犬山独自というようなお話だったわけですが、これに関しては、6月30日に瀬見井教育長、長谷川学校教育部長、それから私の3名が県の教育長と面談をする予定になっておりまして、その折に、本議会での条例改正のお認めと、犬山市が独自で非常勤講師が採用できる体制ができたということ、本来は県がやるべきことを犬山市がということで、強く要望に行く予定になっております。まず、これはご報告をいたします。

それから、2点目の30人学級が実現をする中で、あえて少人数授業をそれに加えてやる必



要はないんじゃないかというようなことも含めて、少人数授業の効果ということではありますが、少人数学級、少人数授業等の効果については、これまでも何度も申し上げてきたわけがありますけれども、今後、少人数学級が次第にふえていくことによって、常勤講師の採用がふえる、それに伴って非常勤の講師が減少していくことになっていくと思います。したがって、物理的に少人数授業がだんだん縮小する形になってくると思うんですね。犬山市がねらっているのは、あくまでも少人数学級でございます。少人数学級がすべて実現できればいいわけがありますけれども、それが不可能な場合については、少人数授業で対応していくという考えでありますので、今ご指摘をいただいたように、少人数学級が次第に拡大をしていけば、少人数授業については次第に縮小していくというような基本的な考えは持っておりますので、ご理解を賜れたらなというふうに思います。

以上です。

本多委員長 山田委員。

山田委員 今、少人数授業のことについては、少人数学級が実現していけば縮小をしていくというお話もありました。これ学校建築とも当然関連が出てくるものだと思うんですね。というのは、少人数授業用の教室というのも学校建築の中である程度、そのスペースが見込まれてるんだけど、学校建築というのは、いろいろと学区の人口の変化もあるものですから、多少、そういった部分も考慮しながら考えていかなきゃいかんでしょうけども、いずれにしても、きちとした方針を持ちながらやっていかないと、いかんということもあるようですから、そこら辺についても、今後配慮しながら進んでいただきたいということを指摘しておいて終わります。

本多委員長 長谷川学校教育部長。

長谷川学校教育部長 少し補足をさせていただきます。県に対しての働きかけということで、山田議員から、本当に大事なご指摘ということで、改めてこういったことは、県に対して、それから国に対して、強くやっぱり働きかけをするということは本当に大事なことだと思います。これは、犬山市が積極的なそういう取り組みをしとることからも大事なことだと思いますけれども、本来、少人数学級については、国が財政投資をするという、もともとが一番大事なことは、国が財政投資することだと思うんですけども、犬山では、シンポジウムを、ことし第9回目を迎えるシンポジウムを行いますけども、そういったときにも、改めて言っていきたいということと、それからことしはシンポジウムに引き続いて、提言実践市長会が各務原市との共催でということで、11月3日のシンポジウムに引き続いて、4日の日にその会が持たれますので、教育改革に向けての全国的な規模でのいろんな市長さんたちがお集まりいただきますので、そういった会でも、今の基本的な考え方を改めてまた話題にしたいというふうに思います。ありがとうございました。

本多委員長 他にございませんか。

東海委員。

東海委員 そしたら、教育問題について質疑を行います。

一つ目は、11ページの教育総務費の地域に根ざした学校給食推進事業委託料ですが、これは具体的に研究の方針と課題を決定して、その学校で推進しながら、何か具体的なそういっ

た目標を定めて報告事例なんかも作成するようなものになるのか、そういった委託の中身です。お尋ねしたいと思います。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 これにつきましては、一般質問でも三浦議員から出された内容でございます。この折にお答えを部長がしたとは思いますが、ご質問いただいた点について、これにつきましては、東小学校を拠点校にいたしまして、市内全14小・中学校が共同で取り組んでいくという、教務主任あるいは学校栄養職員を中心に取り組んでいくわけですが、基本的に三つの部会を設置しまして、それぞれテーマを設定し、その研究の成果については、2月に研究発表をして、その成果を披露し、他の市町村にも還元をしていくというような予定であります。

以上でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 次ですが、先ほども臨時的任用職員のところで、質疑がありましたけども、先ほどの答弁で、私は少人数学級が進められれば、少人数授業は縮小されていくということの答弁は、私初めてそういった認識があるということをお聞きしたように把握したんですが、今までは、少人数学級と少人数授業というのは並行して、少人数学級ができてない学級については少人数授業を進めるということではなくて、少人数学級と少人数授業は並行して進めるというふうな認識であったのですが、その点について、再度、ちょっとお尋ねしたいと思います。

もう1点、その少人数学級の推進が、今回初めて常勤講師を市単独で採用して、少人数学級の推進のためにクラス担任を常勤講師が受けるというふうな方向にしていって、今回についてはお一人で、来年度からふやしていくということで、少人数学級を推進するということですが、私は、少人数学級の推進で、子どもたちの学ぶ力は育っているというふうに認識はしておるんですが、最近の全国一斉の学力テストに参加しない、あるいは参加すべきだというような議論がある中では、今の犬山市の教育改革が市民の方にそういった子どもたちの学ぶ力、意欲が育っているということの評価がなかなか浸透してない、されてないというところでそういった全国一斉学力テストに参加すべきだという声が、保護者からも強くあるような気がするわけですが、こういった子どもたちの学ぶ力、意欲が育っているということを何らかの形で評価できるようなものというのはいないのでしょうかということなんですが、先生方は、日々子どもたちと接してるし、毎年の学校全体の子どもたちの雰囲気なんか、先生方は学校ではつかんでみえるので、子どもたちがそういう育ちは十分あるよということの認識はされてると思うんですが、それがどういう形でか、何か評価できないものかなというふうに思うんですが、そうすれば、全国一斉の学力テストなんか参加しなくてもね、犬山の教育の中で子どもたちが育ってるよということが見えればいいのかというふうに思うんですが、その点、2点についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 では、1点目の少人数学級と少人数授業との関係でございますが、私、先ほど申し上げたのは、物理的にできなくなってくるということでございますが、あくまでも犬山

市が目指しておりますのは、学習集団と生活集団をともにした少人数学級であります。だから、現状としては少人数学級をすべて実施することが不可能でございますので、そういった場合に少人数授業を実施するという事です。今後、常勤講師の採用によって、少人数学級が拡大をしていけば、例えば今のように、少人数学級、少人数授業を併用していきますと、常勤講師はふえる、でも非常勤の講師はさらにふえていきますよね。学級がふえれば、授業時数もふえますので、少人数授業のための非常勤講師もふやさなければならない、であれば、幾ら予算があっても足りませんので、我々が今考えているのは、常勤、非常勤での総額の範囲は、この中でおさめていきたいなというような考え、したがって、この中で常勤がふえていけば、当然、非常勤は減らさなくてはならない。したがって、少人数学級が実施できていく学年については、もう少人数授業をやる必要がない学年は少人数授業をやらずに、少人数学級でおさえていこうという考えでございますので、これが十分にまだご理解いただけてない状況であると、我々の説明はまだ不十分であったのかなということを思いますので、そんな考えであります。

それから、2点目の子どもの学ぶ学力は育っているのかどうかという件でございますが、実は昨日、テレビ愛知が犬山南小学校に取材に参りました。また、その内容が放映されるわけでありまして、そのときに、テレビ局の方がおっしゃっていたのは、犬山市の子は違いますねということをおっしゃった。あの方々は、それぞれの学校を回って、もう学校の雰囲気、その学校がどういう学校か、子どもがどんな子どもたちか、先生がどんな先生か、一瞬にしてわかるとおっしゃるんです。私もお話をさせていただいて、これもやっぱり犬山もこれまで教育改革に取り組んできた成果なのかなということを思ったわけでありまして、ただ思っただけではいけませんので、今おっしゃった、子どもの学力が育っているということについては、現在、11月のシンポジウムに向けて、資料提供ができるように準備を進めているところでございます。

東海委員がおっしゃったように、犬山の子はこういう方法でこういう状況であると、だから学力調査は必要ないんだというようなことが自信を持って、胸を張って言えるような、そんな説明ができるものを準備をしたいなというふうに、現在進めておるところでございます。

以上です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 少人数学級と少人数授業との関係についてなんですが、実際に、今までの中で30人学級、30人程度ということで進められてきましたが、30人以下の学級でも、少人数授業を実施しているケースはあるんじゃないかなと思うんですけど、この点は。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 例えば、小学校ですと、国語、算数、理科の3教科が少人数学級及びTT授業の対象になっております。中学校ですと、数学、理科、英語の3教科でございます。非常勤講師として派遣をされております要員は限られておりますので、どの学年のどの教科を対象にして少人数授業及びTT授業をやるかということは、学校サイドに任せてございますので、ただいまご指摘があったように、例えば20名後半のところをやっているところもあれば、やってないところもあるということです。

基本的には、現在の要員で100%とまではいかないと思いますが、大体、それぞれの学校がこれでまあ何とかなるなというような状況で、少人数授業、TT授業については実施できているというふうに把握はしております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 今、TTの話も出ましたので、財政的に頭打ちだということで、やむを得ずということなのか、あるいは少人数学級であっても、少人数授業やTTですね、少人数学級でTTをやるってということは、やっぱり先生は2人必要なわけで、そういう方針を持ちながら、財政的にここまでという限度で考えてるのか、そこら辺、ちょっともう一度。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 正直なところ、少人数学級をやった上で、少人数授業ができれば、より効果はあると思いますけれども、そのあたり、少人数学級もやり、少人数授業もということになると、それこそ常勤講師の数も非常勤講師の数も無制限にふえていく可能性があるということをおもうんですね。例えば、20名前後の学級であれば、あえて少人数授業は必要がない場合もあるだろう。ただし、あくまでもそのあたりは学校がどの学年の、どの教科の授業で少人数授業をやりたいかということは尊重していきたいというふうに思っておりますので、教育委員会として一律的に、すべてどこという強制はしておりませんので、ただ今、一番最初に申し上げましたように、すべての学級、少人数学級で、また少人数授業となりますと、無制限になる、そのあたりは、やはりある程度、どこかで自制をしないことには、幾ら予算があっても同じだと思いますので、そういった意味合いで、多少は、それが大前提ではないんですけども、ある意味そういったことも考えてはいないわけではないというふうに申し上げておいた方がいいと思います。

本多委員長 東海委員。

東海委員 質疑の中で、もう一度確認しておきたいんですが、ですから、少人数学級を実現していけば、少人数授業は縮小していく、つまりなくなっていくという図式で、最初あった答弁は、要するに縮小していくということは、なくなっていくというふうに聞き取れたんですけども、今の質疑の中では、そうじゃないということで、反対のまた、少人数学級と少人数授業との関係、あるいはTTとの関係というのは、最初の答弁の縮小ということではないというふうに、また思い返したんですが、その点もう一度。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 今のご質問の趣旨がよく理解ができないです。私が申し上げるのは、ご質問に対する答弁になるかどうかわかりませんが、基本的に目指しているのは少人数学級なんです。ただ、少人数学級と言っても、担任が持てる要員あるかなし、学校の実情によって異なると思うんです。それを一律に教育委員会としてやりなさいということは強制しませんので、少人数学級を選択するのか、少人数授業を選択するのかは、学校の裁量にお任せをしてあります。少人数学級をやる場合については、常勤講師を配置します。ただ、少人数学級ができなくて、常勤講師が入ってこない場合については、少人数授業で対応していく学校がありますので、そのあたりはあくまでも学校の裁量にお任せをしてあるということでございます。

基本的に、限られた予算でありますので、少人数学級が実現していけば、少人数授業は縮小していくというよりも、縮小せざるを得ないという状況にあるということなのですが、このあたりが、私の説明の仕方が悪いのかもしれませんが、なくしていくというつもりではありません。できる限り、やれるものならやっていきたいわけでありませけれども、そのあたりは限られた予算の中で、どちらを選択していくかという問題になりますので、すべてが少人数学級が実現できれば一番いいわけでありませけれども。

本多委員長 東海委員。

東海委員 じゃ、次の、あともう1点、12ページの校舎の耐震補強計画認定委託料、小学校、中学校についてであります。この計画認定委託料、前年度の耐震診断の結果が出たのが年度末だったので、今回の補正になったわけですが、この間うち、新聞にも県下の耐震化率なんか公表されましたけども、犬山市は60%ぐらいですかね、前年度に内藤式校舎を一気に耐震化したんですから、耐震化率は一気に上がったというふうに思ってるわけですが、この1981年以前の校舎についても、とにかく10校にわたる校舎、学校も、10校と言っても羽黒小学校はまだ手がつけられてませないので、今井小学校の内藤式校舎の耐震化が終わったところと、あと犬山西小学校、東部中学校、犬山市の中では一番新しい学校が対象外になってるわけで、あとの校舎については、ほとんど耐震工事を実施しなければならないわけですが、一般質問の中でも5年計画で進めていくということでありませましたが、5年計画の学校と工事のおよその概算、金額というのは資料出ませでしょうか。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 学校名と、それから概算事業費ということでお答えさせていただきたいと思ませいます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 資料では出ませんか。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 耐震補強計画については、現在のところは概算で計画しておりますので、口頭でお願いしたいと思ませいます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 じゃあ、よろしくお願ませいます。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 それでは、平成18年度は耐震補強計画ということで、本年度から5カ年計画ということで計画をいたしております。これにおきましては、第3次地域防災計画ということで、地域防災計画に計上しますと、先ほど申し上げました交付金が通常の3分の1程度が2分の1程度というふうになるというふうにお願ませしております。

それで、来年度でございますけれども、栗栖小学校と東小学校、犬山中学校、城東中学校ということで、小学校2校、中学校2校ということで行ませいます。これにおきましては、面積が1万737㎡、概算で耐震補強工事のみでございますけれども、2億35万3,000円でございます。

続きまして、平成20年度でございます。平成20年度におきましては、楽田小学校と城東小学校、それから南部中学校ということで、2小学校、1中学校ということでござませいます。こ

れにおきましては、8,200㎡でございます、概算事業費として1億5,800万円。

平成21年度、犬山南小学校、それから城東中学校ということで、面積にして5,832㎡、概算事業費が1億890万3,000円。

平成22年度、犬山北小学校、東小学校、池野小学校、小学校3校でございますけれども、面積が4,327㎡、概算事業費が8,074万2,000円ということでございます。この概算事業費におきまして、昨年行いました内藤式校舎の概算の平均値に面積を掛けたものでございますので、あくまでも概算でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 この5年計画の点について、こういった2年間で執行していくべきだということで、本会議では財政当局に質疑したわけですが、その点は財政当局も前倒しできるように、教育委員会と検討していくということの思いがあるようですので、少しでも、1年でも早くこの計画を前倒しして進めるべきだというふうに思いますけれども、最初の、私の一般質問でI s値が低いやつから順番に進んでるような話があったわけですが、実際には一番低い楽田小学校や城東小学校が今年度工事に入らず、来年度も工事がされないわけで、その1年後になるわけですが、そういった点がどうして、要するにI s値の低い校舎から順番に耐震化を図っていくというふうにならなかったのか。その点、お尋ねしたいと思います。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 I s値の低いものから検討するというので、低いものからということでございましたけれども、いろんな総合的な判断をしながら、低いI s値のものからいろいろ状況判断しながら実施するものです。

それで、城東小学校におきましては、当然、委員ご指摘のように0.37ということで、数値が低いわけでございますけれども、本年度事業、本年度の工事がございますので、2年続けて工事を行うというと、大変生徒等にも不都合が生じますので、おくらさせていただきます。

また、楽田小学校におきましては面積が3,300㎡、2棟ございますので、3,300㎡というようにございまして、したがって、当初の計画では4年計画にしますとI s値が0.5を4年計画のうちで、後半が0.5以上、前半が0.5以内ということで、2年目、4年の中の工事の中で組み立ててまいりまして、その中の財政的、それから面積的な条件を勘案しながら、結果的には、楽田小学校については2年度ということで計画をさせていただいております。

事業費におきましても、平成19年度が2億円ということで、この4年間の中でも一番大きな事業費でございますので、面積等も勘案しながら、4年間で平均とりながら、いろいろ事業費の関係、それから学校の整備も決めさせていただいております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 財政的な当局との検討が必要ですが、教育委員会として、この5年間の計画を少しでも、1年度でも2年度でも前倒しして、早く実施していくよう働きかける意思があるかどうか、その点お聞きしたいと思います。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 当然、財政事情ですね、私の方も、3年間で当初はいろいろ計画しておった

わけですけれども、財政的な見地から4年間というようなことで、事業費を割り振ったわけでございますけれども、幸い平成22年度は面積も少なく、それから金額的にも一番少ないものを計画しておりますので、当然、財政的に可能であれば前倒しをしたいというふうに考えております。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

山田委員。

山田委員 11ページですが、先ほど東海議員の方からの質疑の中で、少人数学級、少人数授業の議論があって、改めてお聞きしたいことが出てきましたので伺いますが、答弁では、予算的な問題で、要するに少人数学級、少人数授業をできれば本当はやりたい、併用してやりたいんだけど、予算的な状況の中で、縮小せざるを得ないような意味だったと思うんですよ。

僕はね、さっき最初に質問したのは、いわゆる効果、要するに少人数学級と少人数授業の効果をまず考えていかないかんという意味で言ってるわけで、要するに、滝課長もさっき言われたんだけど、少人数学級はある程度徹底されれば、おのずと少人数授業の効果というのが、もうそこで果たされると思うんですね。これは、理想を言えば、30人より20人の方がいい、20人より10人の方がいい、そら理想を言えば切りがないんですけども、やっぱりそこら辺は状況判断をしていかなきゃいかんし、少ないから絶対いいということになれば、小規模校の子どもたちが、じゃあ、飛び抜けて学力が抜群に伸びていくかといったら、そこら辺のところは、一概に、じゃあ、そうとも言えん部分もあるわけですね。だから、その効果っていうものを考えれば、課長がおっしゃったように、少人数授業さえ徹底されれば、おのずと少人数授業の効果も果たされていくという意味では、予算的な意味じゃなくて、効果は果たされるという意味だと僕は思っとるんだけど、その点について、もう一度確認しておきたい。

それから、これまで30人程度学級ですね、35人、これまでは校務主任とか、教務主任ですが、そういった先生方を活用する中でそういうものを実現してきたと思うんですよ。今後、常勤を配置していくに当たって、そこら辺のところはどうなっていくのか、その人たちは、また本来の部分に戻っていくのか、その辺のところ、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

それから、12ページの方で、学校の耐震補強の、その前に増築の関係ですね、さっき小島課長から、僕も聞き漏らしちゃったもんですから、新世代何とか事業、特に犬山は県内でも初めてのような取り組みで進んでいくということで、それは何か補助事業か何かなのか、ちょっと僕わからんもんで、補助事業だとすれば、何らかの助成があるのかどうか。ちょっと、よくわからないので、その辺の言われたところをもう一度確認したいと思います。

それから、耐震補強の関係ですが、先ほど東海委員からもいろいろと、今後の補強の進め方についてお話があって、私もこれは犬山市全体の政策判断の中で考えても、やっぱり公共施設の耐震化っていうのは、安全・安心を守っていくという行政の果たす役割から考えれば、全体の政策判断からしても優先していく部分だと思うんです。ですから、私も1年でも2年でも早く全体の耐震補強が完了することを強く働きかけていくべきだし、私もそういった意味では応援したいというように思ってますんで、先ほど1年でも前倒ししてっていうような

話もありましたが、私もその必要性は十分あると思っていますから、これは私も応援していくという意味で、いうことを添えさせていただいて、これは質問じゃないですけども、そういうことを申し上げておきたいと思います。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 指導課関係で2点ご質問があったというように思いますので、お答えしたいと思います。

一つは、少人数学級の効果と少人数授業の効果ということで、予算面ではなくて、少人数の効果についての面でのご質問だったと思うんですが、現時点では、少人数学級と一言で申しても、それは20数名の学級もあれば、30名、35名の学級もありますので、どこに焦点を置いて少人数学級を語るかによって、観点が変わってくるかと思いますが、おっしゃるとおり、少人数学級がすべてに実現してしまえば、少人数授業はやる必要がないというふうに、最終的には考えております。それを、先ほどお金がどうこうと言ったんですが、これは例えば35名の少人数学級であれば、少人数学級と言っても、35名であれば、少人数授業をやった方が効果がある場合があり得るという意味でのことですので、ちょっとその辺をご理解いただけたらなということがまず1点。

それから、2点目であります、30人程度学級で教務主任、校務主任が担任を持っている状況の中でということでありまして、今後、常勤講師が配置されて、担任が持てる条件が整っていけば、教務主任の担任については、持たなくても済む、教務主任が本来の任務に当たれるような体制ができていけるのではないかなというふうには思っております。ただし、校務主任については、教務主任ほど大きな支障はないものですから、引き続いて、校務主任は担任を持っていくという体制は、それぞれの学校がとり得ることはあり得ますけれども、あくまでも教務主任、校務主任が担任を持つ、持たないというのは、各学校が学校の事情に応じてご判断をいただいくべき内容かなというふうには思っております。

以上でございます。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 山田委員の方から新世代学習空間事業というご質問がございましたけれども、まず、通常の校舎の事業につきましては、新築とか、増築とか、改築と言いますけれども、今回の場合は増築ということですけども、通常の増築のメニューではなく、その中に新世代学習空間事業という文部科学省の事業があります。この事業におきましては、地域のコミュニティの場、オープンスペースとして利用する、学習スペース、それから地域の集会所の場とか、そういうような事業メニューでございます。東京あたり、全国的にはいろんな都会ではないですけども、いろいろ地域の活動としてオープンスペースとして利用する、地域コミュニティの場として利用する、そういうような事業メニューであります。私どもは、そのメニューを取り入れながら、そこに少人数学級の教室を入れるというような、これは平成13年度にできた事業メニューでございますけど、通常の増築メニューと違しまして、その補助につきましては2分の1、それから多目的スペースの加算割合ということで、小学校の場合は18%を加算しながら補助がいただけるというものでございます。

本多委員長 山田委員。



山田委員 補助の名前は。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 新世代学習空間事業でございます。

本多委員長 山田委員。

山田委員 10分の1というのは……。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 通常の事業費、木造、それから非木造の補助単価と同じでございますけれども、多目的スペースということで18%加算した面積割合の分を補助としていただくと。空間スペースですね。

本多委員長 山田委員。

山田委員 額としては。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 これは木造と鉄筋の校舎でも、文部科学省の補助単価でございますけれども、平米当たり13万6,000円、坪で言いますと45万円ということで、これが今回の当初予算の歳入で計上してある面積掛けるこの補助単価ですね。それで計上しております。単価としては13万6,000円が補助の対象となります。

本多委員長 山田委員。

山田委員 質問して申しわけなかったですが、まず、ちょっと戻りますが、校務主任、教務主任の関係ですが、今のお話ですと、今後常勤を配置していく中で、教務主の方については本来の部分に戻っていくというお話あったと思うんですね。僕それ理想だというふうに思うんです。ただ、本来、県が配置すべきものを犬山市がそれにかわって設置するという部分においては、今までその方たちに、要は少人数学級の実現のために担任を持っていただいたわけなんで、理想としてはわかるんだけど、引き続いて、そういう方に担任を担っていただければ、当面はその常勤講師が、その分が減らせるんじゃないかと。それは予算的な意味で、やむを得ずという意味なんですけども、何と申しますか、理想を言えば、そういう方に全部、校務主任の任務に戻ってもらうのがいいんだけど、総合的な判断でいけば、引き続いてその方たちに担任を持たせながら、非常勤講師を雇っていくということでも、当面は仕方ないのかなという考えもあるんだけど、その点について、まず確認したいということ。

それから、今の、特に城東小学校の方ですかね、オープンスペースというのは。僕ね、今回の一般質問でも申し上げたんだけど、この間管内視察でも、見て感じたんですが、特に城東小学校は子どもがふえて、児童クラブもふえてきると、特に城東の公民館ですか、そちらの方に分室を置くような形にもなってきとるわけで、今のオープンスペースなんかをうまく活用していけば、むしろそういう形での利活用というのもやっぱり考えていかないかなのではないかなと思うんですね。学校の中にやっぱりそういうものを設けていくというのも僕は必要だと思うんですよ。そういう児童センターの機能みたいなものをね。だから、いろんな課題もあるかもしれんですけど、今のそういった児童クラブの増加を考えると、そういったことも当然視野に入れて考えていかなきゃいかんと思うんですけども、その点はどうなんでしょうかね。お答えいただきたいと思います。

本多委員長 長谷川学校教育部長。

長谷川学校教育部長 今回の、後半のまず質問のそこからですが、学びの学校建築設計委員会の中で、これからの犬山の学校建築はこうあるべきかという中に、そういった児童センターですね、そういったものも含めて実は設計等考えております。もちろん、そこにも、さらには保育園というか、幼稚園というか、そういった施設も考えて、学びの学校建築というものはやりますけども、実現するかどうかというのは、またいろんな市有面積等の関係もありますので、構想としてはそういうのを持っております。その前段階ということで、城東小学校と犬山西小学校がそれに近い形ということで、地域コミュニティも含めた面で今回城東小学校のそういった増築計画もあるわけです。多目的スペースという、いわゆる間仕切りについては教室をつくっていくときに、文部科学省とやりとりしたときに、本来ならば、普通教室というのはきちっと仕切って、仕切ってということで教室をつくっていくわけですが、文部科学省の方から、先ほどの次世代学習空間という形でつくれば、間仕切りは設置者の考えで自由にやってもいいですよというお話があって、さらに、2月8日の県からのそういう可動式というお話があったわけです。その中で、実際に城東小学校の場合ですと、いわゆる少人数授業をやるサブ教室等もありまして、それをくっつけた形ですね、当初の計画では、学年群ということで、普通教室があって、隣にサブ教室を設けるといような発想からスタートしましたが、サブ教室は、ちょうどかためて、可動式の間仕切りにして、かためて、そしてある程度のスペースをとって、そこに子どもたちが、あるいは地域の方も一緒に集まって集会ができるような、そういうことも考えてということであります。そういうところを今度地域の方に、できれば、このところは学校長との今後相談ということになってきますし、学校運営上、可能なら、そういったところを児童センターということで活用していくことも可能と。実際に、校長ともそういった話もしております。

以上でございます。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 前半のご質問であります、教務主任、校務主任に担任を持たせる、持たせないと、体制的なこと、そんなご意見だったんですが、あくまでも教務主任、校務主任に担任を持たせる、持たせないというのは学校経営にかかわる内容でありますので、校長の判断にお任せさせていただきます。

ただ、現在、楽田小学校と、城東小学校と東小学校の3校が教務主任が担任をしておりますけれども、この学校につきましては、中には教務主任はやっぱり担任の立場がわかった方がいいということで、あえて担任を持たせるという学校もありませんので、この件については、今後も学校経営にかかわる内容であり、校長の判断にお任せしたいなというふうには思っております。

以上でございます。

本多委員長 山田委員。

山田委員 ということは、今後、今の校務主任の話ですが、常勤講師を今後ずっと配置していくわけですが、学校の判断によって、うちは校務主任さんに担任持ってもらうからいいよというような部分で対応できれば、そういった点においては、常勤講師はその部分

においては多少必要なくなるという認識でいいのかどうかという点が一つ。

それから、今、城東小学校の話ですね、校長の方にも、今児童センターとしての機能でどうかということをお話を打診してるような、今、部長からのお話があったように思うんですが、ぜひ、その辺は考慮していく、考えていくべきだというふうに僕は思ってるんですけど、現在、本来の地域コミュニティの場である公民館を借り取るわけですね。本来地域コミュニティの場である公民館をお借りしてる状況にあるわけなので、そこら辺を考えると、学校の方もそこは考えていかないかんのかなというふうに思うんですけどね。ただ、そこは縦割りの部分もあるもんですから、いろいろな調整も必要なんでしょうけど、学校教育部長から今お話ありましたんで、民生部の方からもし何か、こういう考え方に対しての見解があればお示しいただきたいと思います。

本多委員長 小川民生部長。

小川民生部長 本会議の中でもお答えしたわけでありますけれど、基本的には厚生労働省が新しく、来年度から子どもの居場所づくりということで、文部科学省と厚生労働省がお互いに共同し合っ、学校を開放していただいて、そちらで児童クラブやるという形を検討されているようでございますので、今後ともそういった中で、できれば学校の方で児童クラブをやった方が、それぞれの学校の施設でございますので、やっぱりなるべく移動しない方が、子どもの安全上もいいわけでありまして、できるだけ学校で開設していただくように、学校の方に働きかけたいと思います。

本多委員長 長谷川学校教育部長。

長谷川学校教育部長 実際に、そういう事業を進めていく上で、やっぱり学校として、校長が学校の責任ある立場ということで預かる場合に、やっぱりクリアすべき問題が、管理面、それから施設面、特に外部からの侵入だとか、そういったところ、それから子どもたちが本当に気持ちよく過ごせる場所、そういったところを考えた場合に、やはり施設関係をまず、セキュリティーですね、そういったところをどうクリアしていくか、それから、今、城東小学校が話題になりましたけども、ほかの学校でも一、二、そういったところの意見を聞いたことあるんですけども、学校の方は前向きにそういう教室を提供してもいいですよと、ただし今ある教室に入ると、子どもたちが心地よく過ごせるかどうかということもあるもんですから、そういった施設の改修というか、この辺もやっぱりクリアしていく課題がありますので、十分やっぱりその辺のところは検討しながら進めていきたいと思います。

本多委員長 滝指導課長。

滝指導課長 最初のご質問、常勤の配置については、あくまでも学校判断です。

本多委員長 山田委員。

山田委員 あくまでも城東小学校の増築部分の、今のスペースという分で、民生の方から今のお話もありましたし、今、いろいろクリアしていかなくちゃいけない課題もあるという意味で部長からもお話ありました。ただ、今、セキュリティーとか、子どもの居心地というようなことも今おっしゃったと思うんですけども、セキュリティーというのは、どこでもそれは考えていかないかんわけです。今の児童センターだって、これは考えなくちゃいかなければ、だから、そういうことを考えると学校では受け入れられないとかいうことじゃなくて、学校

は学校できちっとしながら、当然それはやっていく必要があるだろうと。

それから、居心地という点でいえば、間借りして、今やってるようなところもある現状でいえば、やっぱりそこら辺も含めてね、今後の学校建築の中にはそういう部分も考えていてほしいなという部分もあるもんですから、だから、城東小学校は今回のことですが、今後もそういうところを前向きに検討していただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

本多委員長 他にございませんか。

福富委員。

福富委員 先ほどからも、増築計画やら各校の地震対策を進められるというお話ですけどもあくまでもこれ犬山市全体を考えますと、羽黒小学校もね、絶対頭に置いていただきたいと思うんです。これ、地震対策を行う学校も多くありますが、羽黒小学校は全然手がつけないので、それだけ指摘しておきます。

本多委員長 他にございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑もございませんようですから、質疑なしと認めて、第64号議案に対する質疑は終わります。

続いて、諮問第1号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長（諮問第1号説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、これをもって全議案に対する質疑は終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 討論なしと認め、討論を省略いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第53号議案を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、よって、第53号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第54号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、よって、第54号議案は原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

続いて、第55号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、よって、第55号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第56号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、よって、第56号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第57号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、よって、第57号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第58号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、よって、第58号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第64号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、よって、第64号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、諮問第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、よって、諮問第1号は原案のとおり適任とされました。

暫時休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

再 開

午前11時51分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

請願第5号「子どもの医療費無料制度の拡充を求める」請願書を議題とします。どのように取り計らいをしたらよろしいか。

住野委員。

住野委員 本会議の一般質問の中でも熊澤議員が取り上げられ、当局から9月定例会に補正を出すとの答弁がありましたので、あえて請願を取り上げる必要はないと思います。

本多委員長 東海委員。

東海委員 一般質問で熊澤議員が取り上げられ、当局の答弁もありましたが、3月定例会の民生文教委員会で陳情が採択されています。この点を熊澤議員も当局も強調されておりまして、私も民生文教委員会が陳情を採択されたことと異例のことでしたので、びっくりもし、評価もしました。

前民生文教委員会のメンバーには、敬意を表したいと思います。

いかんせん、そのときの扱いが陳情でしたので、委員会採択で終わっています。その後、本会議での採択まで踏み込んでいけば、なおよかったなと思っています。

今回の医療費の請願については、ぜひともこの委員会でも採択をし、本会議での採択をぜひ諮り、市民の声を議会として後押しして、当局も9月に条例改正をし、実施するという答弁も出ておりますので、本会議の場でもぜひとも採択すべきと思います。

本多委員長 山田委員。

山田委員 私は、実は前民生文教委員で、今回も委員となっておりますが、住野委員も指摘されたように、一般質問で早期に実現に向けての方向性が出されたわけですね。もちろん9月議会の可決が必要条件になりますが、今の状況からいけばそういう方向に行くだろう。

今、東海委員がご指摘された陳情ですね、3月議会の民生文教委員会で陳情の処理については、当時の委員の中でも、他市の状況も含めて犬山市がこういう状況にあるというのは、一刻も早くここにあるような早期に拡充に結びつけていく意味でも、陳情だけでも、取り上げてきちんと対処すべきという観点に立って処理をしました。

そういう意味からすれば、また同じ趣旨の請願として出てきている。

むしろ私としては前委員会でそういうことも全部ひっくるめて、通常あり得ない処理を、腹をくくって各委員さんがしたということは、逆にそれは重く受けとめていただきたいと思っています。

今回、同趣旨の請願、請願と陳情とは違いますが、より重い扱いを前回したということで、むしろ判断した方がいいと思います。

本多委員長 他にございませんか。意見が分かれているようですが。

東海委員。

東海委員 意見が分かれているとは、まだ認識しておりませんが。どういうふう処理をするのかという意見はまだ言われていませんので。

本多委員長 どのように取り計らえばよろしいか。

住野委員。

住野委員 継続審議でお願いします。9月の状況を見るということもありますから。

本多委員長 他にありませんか。本案は賛成と継続と両方の意見が出ております。

お諮りいたします。継続に賛成の方の挙手を願います。

東海委員。

東海委員 もう少し審議を願います。山田委員も継続と言われていないし。

本多委員長 山田委員。

山田委員 趣旨は同じですので、前回の採択に敬意を表するという立場に立てば、継続でいいのではないかと思います。それ以上に前回の決断を重んじてほしい。

本多委員長 東海委員。

東海委員 前回の委員会で陳情を採択されたことは重く受けとめ、評価していることは申し上げたが、いかんせん陳情ですから、本会議での手順を踏まない陳情と請願の違いがありますから、本会議でぜひとも採択していただきたいという思いがあります。

本多委員長 山田委員。

山田委員 趣旨はわかりますし、そういう方向に動いていくと思いますが、特に請願、医療費無料制度の早期拡充ということで何歳までということも、ここには具体的に書いてありませんので、拡充をどこまで解釈するのか多少疑義の点もあるが、趣旨は大いに尊重しながら、既に陳情は採択され方向は出ているので、あえて採択までいかななくても継続でいいのではないかと。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 本会議で助役からもきちんとした答弁もなされているので、そういう部分では、気持ちはわかりますが継続でいいのでは。

本多委員長 東海委員。

東海委員 この医療費無料制度拡充の請願は、何回も出されてきており、その都度継続審議になりながら、私自身も一般質問しながら、会派としても条例改正の議案を提案しながら粘り強く医療費無料制度の拡充を求めてきたわけであります。

市民の声を代弁する形で紹介議員も務めてきましたし、そういった粘り強い市民の声のもとで実現に向けて進められていくということで、皆さんの継続という思いを受けとめるという点で、継続もやむを得ませんが、私としてはあくまでも採択すべきだということを主張しておきます。

本多委員長 委員会としては、継続ということで決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。よって、請願第5号は継続審査と決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じます。

午後0時06分 閉会

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

民生文教委員長

本委員会に提出された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託年月日	審議結果	審査年月日
第53号議案	犬山市社会福祉事務所設置条例の一部改正について	平18.6.15	原案可決 (全会一致)	平18.6.16
第54号議案	犬山市乳幼児医療費支給条例の一部改正について	〃	原案可決 (全会一致)	〃
第55号議案	犬山市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について	〃	原案可決 (全会一致)	〃
第56号議案	犬山市高齢者の医療費助成に関する条例の一部改正について	〃	原案可決 (全会一致)	〃
第57号議案	犬山市障害者医療費支給条例の一部改正について	〃	原案可決 (全会一致)	〃
第58号議案	犬山市精神障害者医療費支給条例の一部改正について	〃	原案可決 (全会一致)	〃
第64号議案	平成18年度犬山市一般会計補正予算(第1号) 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入 歳出 3款 民生費 9款 教育費	〃	原案可決 (全会一致)	〃
諮問第1号	人権擁護委員の推せんについて	〃	原案適任 (全会一致)	〃
請願第5号	子どもの医療費無料制度の拡充を求める請願書	〃	継続審査	-

+

+